

徳島市中心市街地活性化協議会 規約

(設置)

第1条 徳島商工会議所及び徳島都市開発株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、徳島市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、徳島市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第9条第1項の規定により徳島市が策定する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項について協議し、または、法第9条第10項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の実施に関し必要な事項について協議を行うこととする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 基本計画の策定に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 認定基本計画の実施に関し必要な事項についての意見提出
- (3) 中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、その総数を25名以内とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、徳島商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(構成員)

第7条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 徳島商工会議所
- (2) 徳島都市開発株式会社
- (3) 徳島市
- (4) 商業、都市機能、公共交通、観光、金融、教育、地域住民、特定非営利活動法人及び行政の関係者など
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要があると認める者

(委員)

第8条 委員は、前条の各号に掲げる者の長もしくは所属員をもって充てる。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 任期中の委員が欠けた場合は、必要に応じ会長が後任者を指名するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長もしくは会長が指名したものが議長となる。

- 2 会議は、委員（代理を含む。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の説明を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、徳島商工会議所が処理する。
- 3 徳島市の関係部局は本事務局と連携し、協議会の運営に最大限の協力をするものとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、令和3年3月22日から施行する。